

障害者総合支援法の一部改正の公布に伴う地域自立支援協議会の変更点

社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について

公布：令和 8 年 6 月 25 日 施行：令和 9 年 4 月 1 日

《主な改正点》

- ・「協議会」⇒「支援協議会」に改められた。
- ・他の会議等との連携を図るよう努めなければならないことが追加された。

～～改正後の条文について・見え消し版（関係箇所のみ抜粋）～～

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
（協議会支援協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会支援協議会（以下この条において単に「協議会支援協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会支援協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援協議会は、当該支援協議会を組織している地方公共団体に社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する支援会議、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の障害者等が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならない。

5-6 協議会支援協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6-7 前各項第一項から第五項までに定めるもののほか、協議会支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会支援協議会が定める。